

令和3年1月8日

ヴェルディススポーツプラザ

会員の皆様へ

緊急事態宣言に伴う営業時間短縮について

平素はヴェルディススポーツプラザをご利用頂き誠にありがとうございます。

この度、1月7日、政府より、緊急事態宣言が一都三県（東京、埼玉、千葉、神奈川）に発令され、運動施設に対して営業時間の短縮の働きかけがございました。

つきましては、当クラブは、1月12日（火）から2月7日（日）まで、
20時までの営業に変更させていただきます。

急なご案内となりお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程、
よろしくお願い申し上げます。

- ※本日1/8（金）より1/15（金）まで特別に休会（1月休会）を受付ます
- ※1月12日（火）以降に施設利用をされた場合、1月休会を受付できません
- ※特別休会者が2月復帰する場合、最短の復帰日は2月9日（火）となります
- ※復帰手続きが無い場合はそのまま休会継続となります
- ※通常通り休会費として1,100円頂戴致します

特別休会対象種別はマスター会員、マスター家族会員、正会員、家族会員、学生会員、ナイト会員、ホリデー会員となります。

以上